

歴史家のこだわるもの：
家永教科書訴訟を手がかりにして

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河村, 暢子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/29825

歴史家のこだわるもの

～家永教科書訴訟を手がかりにして～

河村 暢子

『教科書問題・家永教科書訴訟』という、一度はどこかで耳にしたことがある言葉だ
思う。私自身も、言葉自体は知っていたし、また以前ゼミで高校歴史教科書の日韓関係
記述の仕方を考察したり、去年の6月30日に公表された“中学社会 新歴史教科書”の
訂の記述について載っていた新聞などを見たこともあった。そのような程度ではあった
、その頃から『教科書問題・教科書裁判』というものに興味を抱くようになった。

教科書裁判は、三省堂発行「新日本史」の著者である、家永三郎氏が、文部省の行なっ
ている教科書検定の在り方に疑問を抱き、「検定が正当な枠をこえた違法なものである」
とが明らかにされる事を求め、1965年に訴訟を起こしたことに始まる。

そしてその後、1965年の第一次訴訟に加え、1967年 第二次訴訟、1984年 第三次訴訟
起こすまでに至り、この裁判は3つの訴訟からなる大規模なものになった。

現在では、原告の求めている解答が得られぬまま1・2審は結審になり、残すところ第
三訴訟のみとなっている。しかし、その訴訟についても、先日の1993年10月20日に二審
決が下され、最終戦に突入している状態である。

これら一連の教科書裁判は、告訴の仕方はそれぞれ違っているが、目的とするものはい
れも同じであって、検定の違憲・違法性を告発したものにはかわりない。果たして今後
うなるかが注目されるところである。

今、簡単に裁判の流れを追ってみた訳だが、私はこの一連の裁判を見ていて、特に第三
訴訟に関心を覚えたのである。

この第三次訴訟では、主にアジア諸国との関係についての記述（南京大虐殺・七三一部
・日本の侵略など）の項目に絞りそれに対する検定処分について争われているのだが、
はその中でも「日本の侵略」の部分に疑問を感じたのである。

ここで争われたのは「侵略」という表現についてである。検定では、「侵略」という言
について改善意見（修正に応じなくてもよいが、できるだけ改善しろというもの）とし
クレームがついた。検定意見によると、「侵略」という言葉は、罪悪という評価を含む
業であり、評価を含む言葉を教科書で使用するのは、教育的見地から再考してほしい…
た、戦争についての記述などに関して、全体を通して「侵略」としているのならともか
「進出」となっているところもあるのだから、日本だけ「侵略」ではおかしい…とい

うものであった。結局これについては、家永氏の「事実を隠蔽し、次の世代に正確に伝えないというそういう教育こそ間違っている」という主張、また、これが改善意見であったことから「侵略」のままで留まることになるわけだ。

そこで不思議に思ったのは、なぜ検定側は「侵略」というたった2文字を載せることに對して目の色を変えて意見を付してくるのだろうか、また、家永氏をはじめとして、歴史学者・教科書の著者は、結局のところ「侵略」という記述は出来ることになったのに、なぜこの部分について訴訟を起こしたのか、ということである。

私自身、戦争を経験していないからそのように思うのかもしれないが、それにしても「侵略」部分の問題だけではなく他の記述の部分に関しても、ほんの一語・一文を載せる・載せない、と争うことに何の意味があるのだろうかと思う。

たとえ、教科書に執筆者の思い通りに記述することができなかったとしても、実際の現場にいる教師が歴史の流れを確実に捉え、次代の子どもたちに伝えることができれば、それでいいのではないだろうか。

しかし、あえて上記のような記述部分を取り上げ、検定の違憲・違法性を告発したということは、単に表面的な記述上の問題ではなく、その奥にもっと考えなくてはならない問題が隠されているからだろう。私はこの裏に隠されたものを是非明らかにしたいと思ったのである。

そしてそのために、特に疑問を感じた第三次訴訟での日中戦争に関わる南京大虐殺の記述を一例として取り上げながら考察し、そこからさらに、訴訟を起こすまでに至った歴史学者のこだわりを捉えようと思ったのである。

南京大虐殺事件というのは、その当時の日本の軍隊の特質や、日本の国の体制が深く関わった事件であった。

日本の軍隊の特質として①兵士の人権と自我を尊重するという観念が著しく欠落していること ②非合理的な精神主義を強調し、それを兵士の心に植え付けようとしたこと ③軍隊内における下剋上の傾向が存在していたということ、がある。

また、日本の国の体制とは、当時日本は欧米の近代文明に追いつこうと必死に改革を進めていた。そして、その一つとして国際法を守る努力を惜しまなかったのだが、19世紀の後半に日露戦争で勝利を取めたころから、日本の情勢に変化が起き始める。それは、この戦争での勝利によって自国に自信をつけたこと、そして欧米にならって侵略政策をするこ

とが、さらなる近代化への道になると捉え、国際法を守るどころか平気で違反し、侵略を行なうようになるのだ。そして、以上のような多様な要素が絡み合い、想像を絶するような大虐殺が展開されてしまったのだ。

これらに対し、戦後日本政府は、東京裁判において自国の非を認め、また、1951年のサンフランシスコ講和条約を結んだ際にも、再度公式に東京裁判の結果を認め、最近では、1982年に教科書問題が国際的に批判を受けたとき政府見解を公表し、その中でこの事件を認め反省の態度を表している。つまり、日中戦争が侵略戦争であったことを公式に認めるとともに、アジアの諸国民に被害を与えたことに対し、遺憾の念を感じ反省するという立場でこの戦争を捉えているのである。

しかし、南京大虐殺に関わる記述に対する検定意見はこれらに矛盾するものになっているのだ。

政府は、南京大虐殺は日本の行為ではなく兵士個々人の行為であること、また、南京大虐殺は実際に起こってしまったものかもしれないが、その事実はそれほど残虐なものではなかったという立場にたってこれらの理由を基に主張を展開している。だが、これらには合理的根拠が存在していない。それは、戦闘詳報・当時の師団長などの日記・外国人記者の記事・東京裁判の判決文などの存在から明らかである。つまり、逆に捉えれば家永側の記述には学問的根拠が存在しているということである。ではこのような状況下において、実際にはどのような判決が下されたのだろうか。

この判決はとてもおもしろい展開をしている。それは、「原稿記述の表現の仕方は、当時の学界の状況・史料の存在から『相当の根拠』『相当の理由』がある」として原告側の主張を支持しているにも関わらず、すぐその後で「しかしながら、この内容には少なからず『慎重な見解』もあったとして、違法とまではできない」として180度態度を切り替えているのだ。つまり原告側を完全に認めておきながらも、最後の最後ですべてをひっくり返しているのだ。このような態度に疑問を感じずにはいられないだろう。南京大虐殺の件に関しては、結局、二審において原告側の主張が受け入れられる訳であるが、未だ「侵略」に関する部分や、その他アジア諸国に関わる記述部分は、不当な判決が下されているのである。

以上のように、主に南京大虐殺を取り上げる中で、検定意見がいかに恣意的で不当なものかという事が明らかになったわけだが、では私の疑問に思っていることの答えは一体何だったのだろうか。

この裁判は①国家の教育・教科書統制を打破することにより、国民の教育を確立すること②国民・こどもの価値形成の自由を勝ちとること③憲法の掲げる平和・民主主義・人権の実現と定着を目指す、という3つを主な目標として掲げている。これらが私の疑問に対する答えでもある訳だが、しかし、私はこれら以上に歴史家達がこだわっているものが存在していると感じたのだ。それは「戦争責任」ということである。つまりこの裁判は「戦争の責任を今どう感じているか」を国に対して問いたず、という国と歴史家達の闘いということである。

日本国民は戦後、東京裁判でその犯罪の責任を負わされたわけだが、これは日本国民の自発的意志による責任追求ではなく占領軍の一方的なものという側面をもつものだった。それにも関わらず、結局戦争責任を自らのものとする意識で捉えることをせず、それとは反対に戦争から敗戦までに至る過程を自分達は「だまされた」という論理で捉え納得してしまったのである。そしてその後、戦争の悲惨さについては語ってきたものの、自国を加害者として見るという立場に立つことをしていかなかったため、加害者という立場からの謝罪や反省という態度をとらず、過去の苦い歴史を認めることから逃げようとしてきたのである。なぜなら、戦争の事実を自国の行為として認めるということは今まで逃げてきた戦争に対する責任をすべて受け入れなくてはならなくなってしまうと共に、日本が現在行なっている経済侵害や政策の矛盾さを明らかにすることになってしまうからだ。そして、このような日本の態度があからさまになったのが、教科書記述への検定意見なのである。

そして、このような日本の態度やまたそれらに流されてしまっている国民に対して警告を促しているのがこの教科書裁判なのだ。

日本の国際的地位の高まりと共に、今日本のこのような状況に対する批判の声は高鳴るばかりである。今後日本が他国と真の友好を切り開くためにも、戦争を実際に体験した人々が自分達の過去の非を認めその出来事を正確に伝えたとともに、そこから「戦争責任」に対する意識を作り出そうとしている。今こそ本当に日本の真価が問われているのではないだろうか。

今の日本の状況では、上記したように「戦争責任」について考えていくための体制すら出来ていない状況にあるわけだが、今後日本が自国の非を認め、過去の歴史を国民に正確に伝えていくという中で、国民の間に「戦争責任」に対する意識や、その基盤が出来上がったとしても、これで事は解決したと捉えてはならない。なぜなら、「戦争責任」を認識するということから今度は、他国に対する謝罪はどうなるのか、補償はどうしていくのか

かう問題が派生してくるからである。日本はまず認識づくりから始めていかななくてはならないことは、先から述べている訳だが、その先に上記したような問題が存在していることを見据えた上で、国の在り方について問いつつ考えていかなければならないだろう。

私自身、戦争を体験している訳でもなければ、まさに国の思惑通りの教育の中で育つてきた人間のうちの一人である。このように戦争や戦争責任について考えた事のない人間が、代の子どもたちに戦争・戦争責任について語ったり伝えていくことは並大抵のことではない。それなのに、実際の現場にいる教師が子どもたちに伝えることができればそれによろしく考えていた自分を今、情けなく思うと同時に、今後自分が子どもたちに伝えるという場に立ったときの不安を感じずにはいられない。なぜなら、私の中に「戦争責任」について考え、語るという土台が出来上がっていないために、どのように自分自身「戦争責任」について考え、行動していけばよいのかわからないからだ。しかし、今「戦争の事実を学ぶことから戦争責任について考えることの重要性」を知ったわけであるから、このままはいけないと思う。だからまず、わたし自身の中で戦争に対する意識、そしてそこから生じてくるはずの「戦争責任」について育てていかななくてはならないと思う。これらは学ぶことをすれば必ず手にはいるものではないし、いつになったら確立されるという保証はないが、ゆっくり時間をかけながら、自分にとっての「戦争責任」というものを見つけたいと思う。そして、きっとこれを見つけることができたとき、自ずと何か行動にうつるようになるのではないかと考えている。